

第1回 辰野町基本構想審議会 次第

日時 令和7年7月1日 午後6時30分から
場所 大会議室(辰野町役場庁舎2階)

1. 開 会

2. 委嘱書の交付

3. 審議委員の紹介

4. 町長あいさつ

5. 会長・副会長の選出

6. 協議事項

(1) 第6次総合計画後期基本計画策定について

(2) 第6次総合計画後期基本計画に係る町民意識調査の結果について

(3) 第6次総合計画前期基本計画の実施状況について(速報)

(4) その他

7. その他

8. 閉 会

辰野町基本構想審議会 委員名簿

(敬称略)

	役 職	氏 名
1	辰野町区長会 会長	磯村 正幸
2	辰野町女性団体連絡協議会 会長	赤羽 弘江
3	辰野町議会 議長	舟橋 秀仁
4	辰野町議会 副議長	津谷 彰
5	辰野町商工会 会長	檀原 隆宣
6	辰野町農業委員会 会長	野澤 典生
7	辰野町教育委員会 教育長職務代理	飯澤 隆
8	辰野町民生児童委員協議会 会長	赤羽 正臣
9	辰野町観光協会 会長	野澤 千尋
10	辰野町赤十字奉仕団 委員長	荻原 恵都子
11	男女共同参画社会推進委員会 副委員長	土屋 由美子
12	辰野町PTA連合会 会長（西小学校会長）	翠川 俊一
13	辰野中学校 PTA会長（辰野中学校）	中谷 和記
14	保育園保護者協議会 会長（東部保会長）	岡森 美晴
15	保育園保護者協議会 副会長（平出保会長）	今井 真理菜
16	総務省地域力創造アドバイザー	赤羽 孝太

(任期：令和9年1月27日まで)

辰野町長	武居 保男
辰野町副町長	山田 勝己
辰野町教育委員会教育長	宮澤 和徳

課長	総務課長	三浦 秀治	まちづくり政策課 DX・地方創生担当課長	赤羽 謙一
	住民税務課長	桑原 高広	保健福祉課長	矢島 秀教
	子育て応援課	高倉 健一郎	産業振興課長	丸山 貴之
	産業振興課 商工観光担当課長	菅沼 隆之	建設水道課長	熊谷 健司
	会計管理者	上島 淑恵	議会事務局長	菅沼 由紀
	学校支援課長	竹村 智博	学びの支援課長	福島 永
	辰野病院事務長	桑原 さゆり	社会福祉協議会事務局長	岡田 圭助

事務局 まちづくり政策課	課長	高津 稔
	課長補佐兼企画経営室長	井出 哲也
	まちづくり係 係員	北澤 克隆

辰野町基本構想審議会条例

昭和 55 年 6 月 25 日条例第 17 号

(設置)

第1条 辰野町の施策に関する総合的かつ基本的な計画について、町長の諮問に応じて計画の実効性を確保し、進行管理及び施策の効果検証その他町政に関する必要な事項を審議するため、辰野町基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、役職により委嘱されている委員がその役職を退いたときは、その任務を終わるものとする。

2 棟欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて委員で構成する部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、まちづくり政策課に置く。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 18 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。